

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和6年2月21日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月21日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。いかがでしょうか。
タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いします。

今日の議題3にあった第3四半期報告の中で、1F（福島第一原子力発電所）の昨年10月起こった作業員の方の汚染、すみません。配管の洗浄液をかぶった件なのですけれども、委員長が事案の発生後の会見で、実施計画違反の可能性があることを御指摘されて、今日の事務方からの報告でも軽微な違反ということで報告が上がりました。委員の中で、皆さん異論が出ずに、この評価が確定したわけですけれども、改めてこの評価を確定された理由について伺いたします。

○山中委員長 昨年10月に生じた東京電力福島第一原子力発電所の増設ALPS（多核種除去設備）における身体汚染の事案でございますけれども、これ、計画の不備、あるいは管理の不備というところが原因であったという報告が今日ございまして、その点についての改善と安全対策がなされるという、そういう報告も同時にございました。

そういう観点からしますと、実施計画違反であったということは間違いのないということで、軽微な違反であるという判断については、委員の間で異論がなかったところかというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。今年、すみません。今月にも同じ水の関係で、汚染水が漏れ出たということもありましたけれども、事務方からの報告で、今回の、すみません、昨年10月の件を受けて、注意の度合いを上げるところの案件の中に、汚染水の、すみません、事案、汚染水漏れのところの部分もあったということだったのですけれども、それなのになぜこういう汚染水漏れが起こったのかということで、委員長、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 今回起こった第二セシウム吸着装置における汚染水漏れの事案でございますけれども、高濃度の放射性物質を含む設備における作業ということで、水平展開の一つの設備に上がっていたということは事実のようでございます。

その上で、こういう事案が生じたというのは、やはり、いわゆる作業の内容がかなり、

前回の増設ALPSでの作業の内容と違う内容でございますし、そういった意味での、いわゆる油断があったというところは、一つの要因かなというふうに思っておりますけれども、これは今後の検査の中で調べていかないといけない原因であるというふうには思っております。

○記者 一昨日の1F監視の評議会でも、東電からの報告が上がっていて、今後の対応についても報告がされましたけれども、この内容については委員長どのように受け止めていらっしゃいますか。

○山中委員長 まず、今回の汚染水の漏えいの件に関しては、手順書の不備ですとか、あるいは現場の作業員のいわゆる管理ミスという、そういったことが原因であるというふうに報告を受けたというのは聞いておりますし、また、保全と運転のいわゆる部門間での情報共有が正確になされていなかったということも原因であるというふうな報告が東京電力からなされたという、この点については、報告を受けているところでございますけれども、私としては、もう少し検査の中で、原因については深掘りをしてもらいたいというふうに思っております。

実施計画違反の疑いというところについては、疑問は持ちませんが、原因については、もう少し検査の中で調べてほしいというふうに思っています。

○記者 深掘りをしてほしいというのは、これ、東電が上げてきた内容についてももう少し足すべきところがあるというところなのか、それとも上がってきている報告についてももう少し細かくという意味なのか、どちらなのでしょう。

○山中委員長 東京電力が考えて報告をされてきたその原因について以外の要因がないかどうか、この点について検査官にもう少し調べてほしいというふうに指示をしているところでございます。

○記者 それは、東電が上げてきたもの以外に何か委員長があるというお考えなのでしょうか。

○山中委員長 これは、だから、今、何か私がこういうところというところは、はっきりと申し上げることでできませんけれども、これまで十数年間、この装置は、いわゆる事故当初から設置をされて使われてきた装置でございますけれども、その間、こういうことがこの装置では起きておりませんので、そういう点、何か今回違う要因があったのか、これまでと同じような作業が行われたのか、この辺り少し原因にも関係するところかなというふうに思っておりますので、詳しく見ていただきたいなというところです。

○記者 報告を受けていらっしゃるかちょっと分からないのですが、今日、東電の小早川社長が齋藤経産大臣と会われて、対応について指導を受けたということなのですが、その中でデジタルでの対応について、対策について検討したいということで、小早川社長がおっしゃったそうなのですが、そういったデジタルでの対応というのは、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 もちろん、人為的なミスを少なくするという意味で、バルブの操作等を自

動で行うというのは、一つのやり方かと思えますけれども、それは今後の対策として考えていただくとして、今回起こった事故の要因というのをきちっと確かめていくということが我々、検査の中ですべきことだというふうに思っております。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかはいかがでしょうか。マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

先ほどのALPS配管の洗浄作業についてなのですが、東電の報告によれば、高濃度の洗浄廃液を扱うものが、仮設の開放系の設備で行われていたもので、ハウス設置など暫定的な応急措置の後、2年後に実施計画の変更もあり得る設計変更で、閉鎖系の装置にするということなのですが、これは危ないものは閉鎖系で行うという、この設計の考え方を正常化するという変更であって、これは、軽微とは言えない違反だったんじゃないかと思うのですが、お考えをお願いします。

○山中委員長 これは、当初から実施計画違反であるということはお話をしてきたとおりでございますけれども、事象の内容等を考えると、軽微な違反であるというふうな判断は、委員の間でも異論がなかったところですし、私自身も、それで問題がなかったというふうに思っております。

御指摘の常設か仮設かという問題でございますけれども、常設にしる仮設にしる、安全上のきちとした対策がなされていれば、それはもう特段問題がないというふうに私自身は思っております。

○記者 仮設で開放系だったのがまずいので、常設で閉鎖系の設計に変えるということなのですね。だから、随分違うことになるので、これはやっぱり軽微ではないんじゃないでしょうかという、すみません。もう一度同じ質問になりますが。

○山中委員長 軽微な事案であるという判断には、私自身変更ございませんし、今後、開放系で作業を続けていっていただく上で、安全対策として、例えばハウスを設けるというような対策をきちっと講じた上で作業を続けていっていただければいいというふうに判断でございます。もちろん常設にして、閉鎖系にするというのも一つの改善対策でございますので、それは別途申請をしていただいて、審査をするということになろうかと思えますけれども。

○記者 サリーの件に移らせていただきますが、これも漏えいのリスクがあるベント弁が開放系的に取り付けられていたと、建物の外に出るようになっていたという意味では、これもやはり閉鎖系であるものに今度変えるということなのですが、同じ種類のミスだったと思いますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 装置の中で発生する水素を逃がすという、そういう意味においては、開放系にならざるを得ない、そういう装置であるというふうに考えています。そういう水素を逃がすという作業の中で、閉じなければならぬ弁が開かれていたという、そういうこ

とが原因で、直接的な原因で漏えいがあったという、そういう理解でおります。

○記者 先ほど深掘りを、原因についてはしてほしいとおっしゃいましたが、やはり高濃度の汚染物質を扱うところで、開放系と閉鎖系が混じるところとか、本来は閉鎖系であるべきところとか、そういった注意点というのがあるように思うのですが、その点いかがでしょうか。

○山中委員長 もちろんそのとおりだというふうに思いますし、高濃度の放射性物質を扱う経路において開放系になる場合には、それなりにバルブの操作等は注意をした上で、作業は行っていただく必要があるかと思えます。

○記者 もう一つ、サリーの件でお尋ねしたいのですけれども、先ほど委員長が整理されたように、今回、東電社内で保全部門と運転部門の連携不足だった、情報交換不足だったということで、東電は報告していますけれども、一方で、同じ作業を6人の方が今回行って、サリーで。元請二人と、一次系一人、そして一次、元請がいて、一次系二人がいて、その一人は、隔離された操作室で弁の操作や手順の総括をしていた。一次系のもう一人と二次系の一人が手動弁の操作と開閉の状態の確認を行うはずだったのが、「閉」になっていると思い込んで漏えいさせてしまったということで、これちょっと東電の整理の仕方がずれているのではないかと思うのですが、下請作業員がワンチームで6人で、3社が作業しているという、この視点についてはどのように、委員長はお考えでしょうか。

○山中委員長 これも今後の検査に委ねたいと考えているところですが、やはり作業員と、現場の作業員と東電職員とのいわゆる関わりがどうだったのかというのは、非常に重要なポイントかと思えますので、その点については、現場の作業員の行動も含めて検査の中でしっかりと見ていってほしいと思っています。

○記者 その意味では、やはりALPS配管の洗浄の問題と根っこが同じであるような気がするのですけれども、委員長のお考えをお願いします。

○山中委員長 共通点についても、現時点ではまだ分からないところございますけれども、共通点についてもきっちりと探っていただきたいというふうに思っています。これは今後の検査の結果次第というところかなというふうに考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。はい、クニトモさん。

○記者 NHKのクニトモと申します。

10月の身体汚染の件で、先ほどの委員会では、実施計画の違反だということで、軽微ということではあったのですが、改めて安全面で重大な違反につながるおそれがあったという文言も付加されていたと思うのですが、その意味合いについてどう考えていらっしゃるか教えていただけますか。

○山中委員長 10月に起こった増設ALPSでの身体汚染につきましては、やはり東京電力の

いわゆる作業計画、それから作業管理の不備というのが大きな原因だったというふうに考えています。

そういった意味で、もっと大きな身体汚染が生じる可能性というのは、否定はできませんし、これは伴委員から御指摘があったように、この点については、きちっと今後こういうことがないように作業の改善というのを努めていっていただきたいというふうに思います。私どもの検査としても、その点については十分監視をするとともに、指導していきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。あと、時期的なタイミングの話ではあるのですが、処理水の放出から間もなく半年ということで、汚染水の処理に厳しい目が向けられているという状況であるのかなと思うのですが、そうした中で二つの事案が起きているということについて改めてどうお感じか教えていただけますか。

○山中委員長 ALPS処理水の海洋放出と、今回の二つの事案というのが何か関連ある事案であるとは、現時点で私、考えておりませんが、やはり二つの事案についての共通性については、今後の検査、詳しく調べていただいた上で判断をしていきたいなというふうに思っておりますし、東京電力には、二つ目の事案については改善策を促したいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。よろしくお願いいたします。

ちょっと別件なのですが、能登半島地震の件で改めて伺います。

能登半島地震の知見については、今後、技術情報検討会等で取り上げるというふうに以前もお話をされておられましたけど、議論の見通しとか、具体的なテーマというのはどういったことをお考えでしょうか。

○山中委員長 今日、石渡委員からもコメントがございましたけれども、やはり重要なポイントは、地震に関係する新しい情報、これは関係学会等でかなり今、詳しく報告がなされているようでございますので、その点については情報収集をして、技術情報検討会の中で議論していきたいというふうに思っておりますし、石渡委員に直接、技術情報検討会には出席をいただいておりますので、そういう議論の中で、新知見というのが出てきた場合には、規制の中で取り入れたいというふうに思っております。

○記者 スケジュール感としては、どういうふうにいこうと思っておりますか。

○山中委員長 技術情報検討会については、2か月ないし3か月に一度は必ず開いておりますので、その間に得られたそういう学会、あるいは協会等の知見というのは、もう当然、そこに取り入れられるというふうに思っておりますし、今日、基盤課のほうからそういうようなコメントございましたので、そういうタイムスパンで評価されているものというふうに考えています。

- 記者 これまでの審査会合でのやり取りに関してですが、今回の能登半島地震の全体像というものを捉えていたのかどうかというようなところで、委員長としては、疑問とか課題認識というのは、もしお持ちでしたら、お願いします。
- 山中委員長 海岸付近での断層の挙動ですとか、そういった点については、審査の中できちっと見ていただいているというふうに考えておりますし、この点については、隆起も含めて審査の中で見ていただいているというふうな理解でございます。ただし、今回生じたような地震についての何か新しい知見がある場合には、審査の中でも取り入れるべきところは取り入れていきたいというふうに思っています。
- 記者 今回の地震で、地震の震源域とかなり離れたところの断層が実際動いたとか、比較的原子力発電所に近い、これは陸地の断層ですが、となると、果たして今までの北陸電力の説明ですとか、あるいは、それに対する規制委員会の受け止めというもので十分なのかというふうにも思うのですが、その辺りはどうでしょうか。
- 山中委員長 北陸電力の志賀原子力発電所の審査については、まだまだ今後の評価というところがございますので、今回何か新しい知見、震源から離れたような断層が動いているというような事実があれば、もう当然そういうところも取り入れた上で審査をしていくということになるかと思えます。
- 記者 敷地内の断層については、活動性はないという北陸電力の説明を、規制委員会としては了承したという形になってはいますが、その点について、もう一度再考するお考えというのはあるのでしょうか。
- 山中委員長 敷地内の断層については、活動性がないということで評価をしたところがございますけども、まだこれ審査終了しておりませんので、何か考慮しないといけない新知見があれば、十分考慮する必要があるかなというふうに思いますし、敷地内の断層と関連して、海岸付近の断層についてはまだ審査中がございますので、当然のことながら、全体を含めて断層の評価については、まだ今後の審査の中で見る必要があるかなというふうに思っています。
- 記者 敷地内の近傍の、例えば陸域の断層が近くにもあるわけですが、福浦断層とか、そういった断層が動いた場合に、敷地内の断層に影響を与えて地盤に段差が生じたりとか、あるいは敷地の地盤が傾いたりとか、そういうことも考えられやしないかと思えますけど、そういったことも今後は見ていくということになるのでしょうか。
- 山中委員長 福浦断層については審査の対象になっておりますし、福浦断層から分岐している断層についても審査の対象になっておりますので、科学的に実際連動する可能性があるという御判断を審査会合の中で委員あるいは職員のほうがすれば、当然、そういう断層の連動ということも審査の中で考えることになるかと思えます。
- 記者 あと、北陸電力は、能登半島の北側の断層について96キロが連動はしないと思うが連動すると考えて評価するというようなことで見ているわけですが、今回は96キロよりもはるかに多く、広く断層が動いたということで、これは新知見ということにもな

るのか、あるいは今までのそういう北陸電力の評価というものに不十分さがあったということなのでしょうか。

○山中委員長 この点については、また審査の中で判断していくことになるかと思えますし、150キロ、今言われている、これがどのような地震を引き起こしたのかということについては、改めて学協会等での御判断を待って、審査の中で反映すべきかどうかというのは検討されるというふうに考えています。

○記者 じゃあ審査については、相当長期にわたるとい感じなのではないでしょうか。

○山中委員長 新知見の整理だけでもかなりの時間はかかると思えますし、当然、地震動が決まるまでについても、相当な時間はかかるのだらうというふうに予想しています。

○記者 地盤の隆起も確かに北陸電力は評価はしているようですが、かなり原発から離れた震源の場合に、一番隆起量が大きくなるみたいなことで、果たして、じゃあ本当に志賀原発の近くにある断層が動いた場合の隆起というのが、果たして評価がどうなのかとかという点も気になりますけど、その辺はどうですか。

○山中委員長 隆起についても、御専門の委員に入っているから、きちっと評価されるものというふうに考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい、ほかいかがでしょうか。マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

1Fの2月の放出の件なのですけれども、現地の設計の図なんかを見ていると、やっぱり弁一つ空けてしまうと、高濃度の廃液を扱っていた径が直接外につながっているということで、もちろん水素のほうは出さなきゃいけないわけですが、しかし、その間に線量を測る箇所もないですし、弁も高線量の中で人がチェックしていかなくちゃいけないような環境になっているということで、通常、通常というか、そういった廃液なんかを扱うようなところでの設計でいうと、ちょっと考えられない設計なんじゃないかなと思うのですが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○山中委員長 これ、設備上の問題も今後の検査の中で見てほしいと、私、考えている点でございます。御指摘のように、第二セシウム吸着装置については、いわゆるガスを逃す手動の弁が10個ついているわけで、大本のベント口というのが、いわゆる開放状態になっていると。そこに一つ弁をつけておけばそれで止まったはずなのに、なぜついていなかったのかなというのは、私も疑問に思うところです。

2011年、地震直後にできた設備ですので、そういう設備の、いわゆる不備の点というのはあった上で運用していたのかなという、そういうふうに私自身は思っているところで、実際にそうだったのかどうかというようなことについては、今後の検査の中で、どういう運用がなされていて、こういうものをつければどうだったのかということについては、検査の中で見ていってほしいというふうに思っています。御指摘の点は私も感じ

ているところです。

- 記者 通常の、通常のと言ったらあれですけども、そういった高濃度のものを扱う場所というのは、バウンダリーをしっかり形成して、水素を出すような口があった場合でも監視なりなんなりができてきているというのが通常だというふうに考えていいのですか。
- 山中委員長 実際は、自動で逃す、水素を逃す弁が別途ついているのですけれども、それを運用せずに、手動弁でガスを逃すという、そういう作業がどうもされていたようです。手順書には、それは閉にして作業しなさいという手順書になっていたわけですけど、その手順書がもう少しきっちりと書いていれば、こういうことは起きなかったのかなとは思いますが、御指摘のように、自動弁もついていたわけですし、それをなぜ使わなかったのかということについては、まだ不明でございます。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 はい、フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチです。

同じ汚染水漏れの1Fのほうなのですけども、先ほど委員長がおっしゃった東京電力が示している原因だけではなくて、ほかの要因がないかというところを探ってほしいという話があったのですけども、それは、我々これだけ関心を持って取材する件、検査指摘事項全てではないので、委員長が検査指摘事項には全てそういった趣旨の、ほかの要因も探ってと言っているのか、あるいは今回の事案は何か特別な問題意識を持っておられて、そういう指示を出されているのか、もう少し教えていただきたい。

- 山中委員長 それぞれ気づき事項に関して、私はできる限り目を通すようにしております。今回の案件については、今述べられている東京電力が報告している原因以外に何か考えられる要因というのが、まだ私が気がついていない要因がありそうな予測をしております。というのは、先ほどもお話をしたように、この11年間、こういう汚染水の漏れの事象というのは生じていなかったわけで、なぜこれまではうまくいって、今回うまくいかなかったのか。東京電力が言っている原因だけでは、何か自分としては納得いかないところがございます、今後、もう少し調べていただきたいという、検査官にはもう少しそういう点を調べてほしいという、設備の不具合も含めて調べてほしいという、そういう指示をしたところでございました。
- 記者 分かりました。先ほどの話ともちょっと関連するのですけども、今回たまたま発覚した経緯は、外を巡回していた全く別の作業員の方が見つけたということで、ある意味でそういう方がたまたま通らなければ、気づかれることもなかったのかなと思ったりもするのですが、そういった検知というか、そういったまづいことがあった場合の、把握するすべというのも足りなかったように思うのですが、その点はいかがですか。
- 山中委員長 そういう漏えい検知器とか、場所場所についているところもございまして、今回については、そういう漏えいの検知器がついていないような場所で、いわ

ゆる東京電力が想像しなかったような、ベント口から液が出てしまったという、そういう事象なのだろうなというふうに思っています。

いわゆるこういう事象が起きたすぐ後に漏えい検知を、いわゆる強化をするということは指示をしておりますし、土壌の回収ということについても、すぐさま指示をしているところをごさいますて、汚染土壌については全量回収ができたこと、漏えい検知についても強化をするということについては、実施済みだというふうに聞いておりますので、今後そういう放射性物質、特に高濃度のものが漏れる可能性のある部分については、やはり何らかの形で漏えい検知というのができるような、そういう設備の展開ということも、今後の対応としては必要になってくるかというふうに思っています。

○司会 ほかいかがでしょうか。

ほか1巡目の方がいらっしゃらなければ、マサノさん、よろしいでしょうか。はい、マサノさん、お願いします。

○記者 すみません。再びフリーのマサノです。

先週の事案でちょっと恐縮なのですが、原子力災害の屋内退避に関する論点についてなのですが、それを読みますと、全面緊急事態、メルトダウンが起きるような事態に陥ったときの被ばく低減対策は、避難と屋内退避を適切に組み合わせるとなっていましたので、ちょっとびっくりしたのですが、今回、避難も屋内退避もできないような事案、ことが起きていましたので、そういったときには、自治体に何を組み合わせるというのでしょうか。

○山中委員長 これはもう以前にも、マサノさんがおられるときにお話をしたかと思いますが、防災基本計画の中では、複合災害が起きた場合には、人命をまず第一に、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する避難行動をまず取っていただいた上で、安全が確保された上で、原子力災害に対する避難行動を取ることが基本であるということが示されています。

したがって、各自治体が作成する地域防災計画の中では、その地域の実情に応じて、既にこの複合対策に、複合災害に対する対策というのが具体化されているというふうに承知しています。

○記者 そうしますと、防災基本計画で今おっしゃったようなことが、自然災害に対する安全が確保された後にと書いてあるということなのですが、ほかの箇所を、防災基本計画のほかの箇所を読みますと、原子力規制委員会は、自治体が策定する屋内退避やその避難計画、その策定の支援を行わなければならないということが書いてありました。

それについては、この前、資料に抜粋も議論もなかったわけなのですが、そうすると委員会としては、PAZ、UPZを抱える自治体が、屋内退避も避難も組み合わせることができない場合はどうしたらいいかという避難計画の策定の支援をするという、そう

いうお考えだという理解でよろしいでしょうか。

- 山中委員長 原子力災害対策に関わる計画策定を自治体をお願いする際には、そういう対策を実施する際において、我々原子力規制委員会というのは、科学的、客観的な判断を支援するために専門的な、あるいは技術的な事項を指針の中で定めて、それに基づいて自治体ごとでいろんな対策を講じていただくというのが、我々の仕事だというふうに思っておりますし、それに対する支援というのは当然なさなければならないというふうに思っています。

指針の中、指針を読んでいただいたら書いてございますけれども、原子力災害というのは、そういう放射線防護という特殊性は当然考えないといけないところですが、当然屋内退避ですとか避難ですとか、被災者の生活支援というような原子力災害の対策の実施について言いますと、一般防災と共通、あるいは類似の点がございまして、それをいかに組み合わせて活用していくかということが、非常に大切かというふうに思っています。それは指針にも書いてございますし、原子力災害対策の特殊性というのを考慮しつつ、一般災害の対策と独立した災害対策を取るのではなくて、一般災害と連携をしていく必要があるというのは指針の中にも書いてございまして、当然その地域防災計画について自治体で考えていただく際には、それぞれの実情に応じて、地震、津波、一般災害、それと原子力災害についての組合せだというふうに考えております。

- 記者 組合せをすることができない場合をちょっとお尋ねしたのですけれども。

次の質問をさせていただきますが、その特殊性ということで言うと、モニタリングポストのデータに基づく避難というのがあると思うのですけれども、同じく防災基本計画を読みますと、原子力規制委員会はモニタリング情報結果が自然災害等で途絶することがないように、適切な仕組みを整備するとあります。このモニタリングポストのデータの欠損は、福島でも、胆振でも、能登地震でも生じたということ言えば、これは委員長がこの前おっしゃっていたような最悪の事態ではなくて普通の事態だと思うのですが、これ、いつまでに、どのように欠損しないように担保されるのか。それが担保できない地域では、原発を停止する必要があるとも考えますがいかがでしょうか。2点お願いします。

- 山中委員長 まず、モニタリングも含めて100%の防災というのは、これまでもお話ししているようにあり得ません。今回、116か所のモニタリングポストのうち、18か所の欠損があって、これの原因としては通信の問題があったということが分かっておりますので、この通信の信頼性の向上、あるいは通信手段の多様化の増強等、今進めているところでございまして、そんなに遠くない将来に改善をされていくというふうに考えております。

ただ、今回の116のうち18、欠損がございましたけれども、万が一放射性物質の放出があったとしても、その判断に不十分な欠損の状態であったというふうには思っておりません。

○記者 2点目の、担保されるまでは、それが担保できていない地域での原発は止めるべきではないでしょうかという意見がいろいろいっぱい出ているのですがどうでしょうか。

○山中委員長 その点については、現時点で考えられる手段を講じているわけですが、これはもう地域の実情に応じて、通信手段というのは様々です。今回の石川県では、例えば衛星通信は、豪雪地帯でございますので取らなかったということでございますので、通信の信頼性については地域ごとと変わってくると考えておりますし、その点について、現時点で何か不十分な状態であるというふうには考えておりません。

○記者 すみません、最後にします。

先週出された論点をよく読みますと、屋内退避を効果的に運用するには、放射性物質が放出されるタイミングにおいて、確実に実施する。つまり屋内退避をする必要があると書かれていますけれども、今委員長おっしゃったように、その情報が途絶して、住民はどういうふうにして逃げるタイミング、あるいは屋内退避をするというタイミングを知ることができるのでしょうか。

○山中委員長 今回、原災指針の中の屋内退避の捉え方について検討するというのは、あくまでもその対策の運用を、我々規制委員会がどういう形で運用していくかというところの詳細を詰めるということで、検討を始めることになったわけでございます。ということで、我々がきちっとそういう指示を出す。手順を決めたいということで検討し始めたというところでございます。

○記者 じゃあ、情報が途絶していて、モニタリングポストのデータを規制委員会が入手できなくても、その辺をどうするかという指示を、今回つくる検討チームの中でも考えるという理解でよろしいのでしょうか。

○山中委員長 モニタリングが屋内退避にどういった影響を及ぼすかというのは、多分屋内退避を終了して、何か別の形に置き換えるときに、モニタリングのデータが重要になってくるという、私はそういう解釈しております。現時点でも、その点についてはかなり信頼性の高いシステムが一定程度構築されていると思いますので、この点については特段大きな問題を今考えているわけではございませんし、屋内退避そのもののいわゆるスタートと解除の期間をこれから考えていくということについて、何かモニタリングの状況というのが大きく影響するとは考えていません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。度々すみません。

2月7日の第二セシウム吸着装置サリーの汚染水の漏えいの件で伺います。

この設備が止まっても、サリーⅡの運転等で対応することも可能ということではあるのですが、サリーⅡも結局ベントロというか、似たような仕組みにはなっているわけなのですか。要するに、漏えいリスクという点では。

- 山中委員長 サリーⅡを今、運用しているということは事実でございます。サリーⅡの詳細な構造については、私自身ちょっと把握していないところもございまして、正確にはまた事務方から、構造が一緒かどうかということについては、事務方からまた後ほど答えてもらえればと思います。
- 記者 例えばこの水素の発生というのは、放射性物質を含んでいる水があるところから、いろいろなところから発生する可能性があるということで、そういう意味では設備のチェックというか見直しも含めて、もう少し大規模な水平展開が必要なのか、その辺についても、どういうふうな道筋でしょうか。
- 山中委員長 水素の問題というのは、水があって、放射性物質が高濃度であれば、当然問題としては出てくるかと思えます。水素を逃がす、そういうような設備について、それぞれがどういう構造になっているかということについては、全部詳細に把握しているわけではございませんので、この点については、恐らく水平展開の中で見ていくことになろうかというふうに思っております。
- 記者 じゃあ、その弁の開閉の判断の間違いによって、同じような形で問題が起こる可能性がある施設というのも、ほかにあるかどうかというものも当然厳しくチェックしてもらおうというか、そういうことになるわけですか。
- 山中委員長 当然原子炉に近い、汚染水の発生源に近いところというのは、当然高濃度の放射性物質が含まれますので、水素の発生というのは当然放射性分解で生じることになろうかと思えますので、そういったものを逃していくのと、いわゆる汚染水が漏れる可能性のあるような構造になっているかどうかというのは、チェックはしてもらう必要があろうかと思えます。
- 記者 今現在は、原子力規制委員会としてはまだきちんとした報告を受けていない、あるいはチェックはできていないということなのですか。
- 山中委員長 直接そういう手順の中で、漏れるような、そういう手順にはなっていないという、そういう理解ではおります。可能性があるかどうかについては、今後の検査の中で見ていただくということでございます。現時点では、当然その審査をしているわけでございますので、そういう構造、あるいは手順になっていないという、そういう理解でございます。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 よろしいでしょうか。

アオキさん、御質問でよろしいでしょうか。アオキさん、お願いします。御所属とお名前の後、お願いいたします。

○記者 ジャーナリストのアオキといいます。

さっきのマサノさんの質問の続きなのですが、今後連携していくという表現を、自然災害については連携していくという表現を先週からお使いになられていますが、こ

の連携というのは一体どういうことなのかということについて、分かりやすくまず教えていただいてもいいでしょうか。

○山中委員長 これも原災指針の中で、原子力災害対策が独立して自然災害対策と成り立つことはないという、連携をする必要があるというのも、原災指針の中で記載をもう既にしていただいているところをごさいます、防災基本計画の考え方に沿えば、各自治体の作られる地域防災計画の中で、地域の実情に応じて、それは既に複合災害については具体化されているものというふうに理解しています。

○記者 ごめんなさい、連携というのは具体的にどういうことですかということなので、ごめんなさい、質問に答えていただきたいのですが。

○山中委員長 分かりました。

当然、原子力災害というのは、放射線あるいは放射性物質の放出というような特殊な事情はございますけれども、住民の屋内退避ですとか、あるいは避難ですとか、被災者の生活支援、こういった原子力災害対策の実施についても、一般防災と共通な点がありますよねと。そういうことを考えれば、両方連携して、実効性のあるものにするということが大切ですよということ、もう指針の中でも記載をしているところをごさいます。

○記者 連携と申しますと、今回車の中で寝泊まりせざるを得なかった方々にも直接お話を聞いていますけれども、そういう場合もございますし、先週も出た壊れた屋内の中で、本当は危険だけどとどまらざるを得ない方々もいます。また、福島第1では、いなくなった家族を探しに、屋内退避の場でも探していた方々、外に出てお探しになられた方々がいました。こういう方々について、例えば車内にいると、どれぐらい被ばくします、屋外にどうしても出る場合は、これぐらいまでなら許容量ですよというような、また、自衛隊が今回、御存じのとおり、孤立集落や、主な避難ルートの11のうち7ぐらいが使えなくなったというところがあったので、おっしゃるように自然災害とは別だと、避難できるという状況で考えるということであれば、その中で自衛隊が活動しなきゃいけないということになると思うのですけれども、自衛隊の被ばく限度とか、そういうのはどういう形になるんでしょうかね。

○山中委員長 御質問は、実際のオペレーションのお話でしょうか。

○記者 前回の質問で、オカダさんの質問だったのですが、家が壊れた場合にどれぐらいの被ばく量になるのかというのは出されるのですかという質問があったのですけれども、同じく車内に避難している場合はどれぐらい被ばくするのかというような、そういう現実に沿った被ばく防護の在り方というのは示されるのでしょうか。

○山中委員長 今回の屋内退避の考え方の検討の中で、具体的な屋内退避、いろんなケースがあるかと思えます。それについての、どういう内部被ばくの低減効果があるのか、あるいは外部被ばくの低減効果があるのかということについては、検討をしてもらえたいというふうに考えています。

○記者 検討するのは、どこで検討する。

- 山中委員長 検討チームの中で、そういうメンバーも入っていただく予定にしておりますので。
- 記者 あと、ごめんなさい。後段で申し上げた、家族を探したい人や、それと多分別のスキームになると思うのですけれども、その中で委員長のおっしゃる屋内退避が二、三日で終わるということであれば、避難道の確保は急務でございますので、その中で道路の復旧に当たる自衛隊員はどれぐらいまで被ばくするのかというのは、どういうスキームになっているのでしたっけ。
- 山中委員長 もうこれ、繰り返しの答えになりますけれども、地域の実情に応じた具体化対策というのが、現時点でも取られているというふうに理解しております。それぞれ調べていただくと、実情に応じて、例えばUPZの中にでもたくさんへのりポートを造っておられる地域もあれば、UPZの中でも防護施設をたくさん造られているところもございますし、これも地域地域ごとの実情に応じて、具体化を進めていただいているというのが実情だというふうに思っています。この点については、内閣府のほうに直接お尋ねいただければ、いろんな実情というのは御理解いただけるかというふうに思っています。
- 記者 すみません、あと2点お願いします。
- 司会 委員長、事務方のほうから補足よろしいでしょうか、
- 吉野総務課長 総務課長の吉野です。補足をさせていただきます。
- 車内での被ばくの状況については、内閣府のほうでこれまで調査等を行っておりますので、調査結果が出ておりますので、内閣府のほうのホームページなどを御確認いただければと思います。
- また、自衛隊の方とか、公務員が緊急時に受ける被ばく限度については、緊急時の状態に合わせて、線量の引上げというのを行っております。既に決まった線量で引き上げるようになっております。ちょっと具体的な線量などは、この後、事務局のほうにお尋ねいただければと思います。
- 記者 分かりました。すみません、あと2点お願いします。
- 1月10日、1月13日に委員長自身が、能登半島地震の知見を踏まえた、つまりマサノさんの質問に対して、屋内退避ができない状況というのを踏まえた見直しの必要があれば行うという答えをされているのですけれども、先般14日、2月14日の会見では、屋内退避できないということは考えないということをお答えになられています。このお答えの変遷について、なぜ変わったのか。例えば、どこかとすみ分けをすることにしたのかということについて教えていただけないでしょうか。
- 山中委員長 多分当初お答えしたのは、能登半島地震における自然災害に対する防災については、やはりその教訓を生かすべきところはあるという、多分そういう意図でお答えさせていただいたところだと思います。後段のお答えについては、原災指針の考え方そのもの、避難あるいは屋内退避が放射線防護に対して、原子力災害に対して有

効であるという、この点については変更する必要がないという、そういう趣旨でのお答えだというふうに思っています。

- 記者 ちょっと意味がよく分からないのですが。教訓を生かすことがあるけれども、防災指針の変更は必要がないという理解でよろしいですか。
- 山中委員長 原災指針というのは、あくまでも原子力発電所の周辺住民の放射線防護に關しての考え方を示して、実際の計画を策定していただくための専門的な、技術的なガイドを示しているものでございます。

地域防災計画というのは、原子力災害だけではなくて一般防災も、当然地震、津波も含まれるものでございますので、今回の教訓を生かすとすれば、そういう一般防災の部分について何か取り入れる部分はあるのではないかという、そういう趣旨で当初お話を申し上げた次第でございます。
- 記者 それは、今後検討されるということになるのでしょうか。前回のお話では、屋内退避できないということは考えないとおっしゃいましたが、どういうことですか。
- 山中委員長 原災指針の基本的な考え方については、私どもは見直すつもりはございませんし、屋内退避の期間ですとか、あるいはスタート、あるいは屋内退避を解除したときの考え方については、今後の検討の中で検討してまいりたいというふうに思っています。
- 記者 前回の会見の中で、別紙という形で屋内退避についてなどをまとめる可能性もあるとおっしゃっておりました。例えばそういう中で、複合災害についての考え方が足りなかったという話は規制委員会の委員からも声が上がっていたところで、自然災害と分けずに、自然災害の状況を踏まえた屋内退避のあり方というの、今回の取りまとめの中に入ってくるのでしょうか。
- 山中委員長 複合災害における屋内退避の考え方というのは、もう既に内閣府のほうでケース分けをして、文書にまとめておられますので、それがまずは基本になるかなというふうに思っております。今回の屋内退避についての考え方について、何か自然災害等の連動についての詳細に何か検討を加えていくということは、今のところ考えておりません。
- 記者 それは必要ないと判断されているのか、それとも内閣府のほうで判断するべきだと考えられているのか、どちらなのでしょう。
- 山中委員長 今回、やはり屋内退避についての考え方の極めて重要なところについては、当然家屋がどうだという、どういう家屋の中に避難をするのだ、あるいは実際に逃げる避難のほうはどういうふうにするのだというところが、やはり大切なところでございますので、複合災害に対するありようについては、今回の検討の中には入っていないというところでございます。
- 記者 ごめんなさい、複合災害については、今回規制委員会としては示す必要がないという理解で合っているのでしょうか。

○山中委員長 これは繰り返しになりますけれども、原災指針の中で、既に一般防災との連携は必要ですということは、複合災害ときには必要ですということはもう述べておりますので、詳細については内閣府のほうで、こういう対策をとってもらい必要があるというのは既に示されておりますし、今後もそれは改善されていくものというふうに思っております。

○記者 複合災害については内閣府のほうでと聞こえたのですが、そういう意味でいいのでしょうか。

○山中委員長 今回は屋内退避について考えますということでございます。

○司会 事務方から補足いたします。

○吉野総務課長 事務方から、委員長の御説明の趣旨を、もう一度補足させていただきます。

原子力災害対策指針、これは原子力規制委員会が定めるものですが、これは自治体の定める地域防災計画に対して科学的、客観的な判断を支援するための基本的な考え方を提供するものでございます。その中において、屋内退避と避難というのが二つ、大きな柱だというのは、これが基本的な考え方でございます。

それをどのように複合災害も含めて、地域防災計画の中で具体化していくか。そのところは各自治体の状況に合わせての検討になりますし、その支援は内閣府のほうですということ、先ほど委員長のおっしゃったように、複合災害のほうにどのように反映していくかというところの支援は内閣府が中心になって行って、内閣府のほうの資料のほうに、いろいろケース分けなどの細かいものが載っていると、そういう御説明をしているということでございます。

○記者 ちょっと初めの質問に絡んで申し訳ないのですが、今回生じた家が壊れたケースや、屋内退避もできずに車の中でとどまらざるを得なかった場合に、例えば車の中なら何時間まで、もしくは線量で示すのであればどれぐらいまで、壊れた家の中であればどれぐらいまでみたいな形で、具体的に示されるのでしょうか。

○吉野総務課長 すみません、何度も補足になってしまいますが。総務課長の吉野ですが。

壊れた家の中までというのは、まだちょっとデータを見たことはございませんけれども、車の遮蔽の状態とかそういったようなことも含めて、内閣府のほうでこれまで調査し、データを整理してきてございます。

○記者 何時間までというのは。だからごめんなさい、じゃあ、壊れた家の場合に何時間までいられるというのは、今回示されるのでしょうか。

○吉野総務課長 それは先ほどから申し上げているように、所掌上、原子力規制委員会のほうでこれまで行っておりませんし、これまでの整理でいけば、必要があれば内閣府の方で御検討なさることだということでございます。

○記者 今回の検討チームでは入らないという理解でいいですか。

○吉野総務課長 先ほどから申し上げておりますが、原子力災害対策指針というのは科学

的、客観的判断を支援するためのもので、それを複合災害の中でどういうふうに具体的に落としていくかというところの支援と、所掌を分けて行っております。そのため、今原子力災害対策指針を検討する中で、どこまで検討するかというものの中には、今アオキさんがお尋ねになっているようなものが入ったり、入らなかったりするということもございます。

○記者 ですから内閣府の話じゃなくて、屋内退避についての別紙をまとめるのであれば、その中に壊れた家のケースはどうだとか、例えば車内退避が屋内退避に入れるのかどうか分からないですけど、今回の検討の中に車の中に退避というのが入るのか、それが何時間まで大丈夫なのかというところまで入るのかという質問です。

○吉野総務課長 総務課長の吉野ですが、2月14日の委員会のやり取りを聞いていただければと思いますけれども、今回原災指針の中で、委員のほうで話し合おうというふうにされているのは、屋内退避の期間とか判断基準とか、そうした原子力規制委員会としての判断の中身を充実しようというお話であったというふうに私は理解しております。その中で、今おっしゃっているような話というのが直接入ってくると、私は今思っておりません。

○山中委員長 そういうケーススタディというのは、当然屋内退避の時間、どれぐらいいたらどうなるんだという、あるいは内部被ばくはどうだ、外部被ばくはどうだというようなことの検討の中には、多分入ってくるとは思います。ただ、壊れた家がどうだとかどれぐらい壊れたらどうだとかというところの細かいケーススタディまで入ってくるとは思っておりません。

○記者 分かりました。

ごめんなさい、最後に1件、別件なのですが、弁の閉め忘れと発表された件なのですが、結局その閉め忘れというよりは、計画書には閉めてあることを確認することだったと報道ベースで存じていますが、当初閉め忘れというふうに報じられたことで、現場の働いている方々から、全部作業員のせいにするのかと、被ばくしながら働いているのに、非常にモチベーションが落ちるという訴えが来ております。

発表の方法について、作業員の閉め忘れというふうにされてしまうと、本当に作業員が一義的に悪いような印象を持たれますし、実際働いている方々がそう受け取られたという事実があるのですけれども、この発表の方法についてどう思われますか。

○山中委員長 広報そのものについて、何かコメントを私のほうからしませんけれども、今回については弁の閉め忘れ、現場での閉め忘れ、それから手順書の不備というのを、原因としては東京電力のほうは挙げられましたけれども、私としてはまだ、原因にはもう少し詳しく、きちんと調べてもらう必要があるかなというふうに思っています。

それと作業員と東京電力の職員との関係ということについても、やはりもう少し検査の中で見ていってほしいなというふうに思っています。

情報の発信の仕方は、特にコメントしません。

○記者 現状の発表の中身では、閉め忘れというよりは閉めたのを確認、そういう意味ですよね。

○山中委員長 そうです、そうです。確認をしていない、確認に間違いがあった、閉であるという確認をしたんだけど、それは間違いだったということです。

○記者 そうですよ。はい、分かりました。

○司会 ほかによろしいでしょうか。マサノさん、お願いします。手短にお願いいたします。

○記者 すみません、確認なんですけど。

1月10日に私が質問させていただいたのは、道路寸断、通信途絶、家屋倒壊があったので、原子力災害対策指針の抜本的な見直しが必要ではないですかという聞き方をしたことに對して、委員長は、屋内退避できない状況があったことは事実ですので、知見を整理して必要なきちっと指針を見直していきたいとおっしゃったのですが、そのことはお忘れになってしまったのでしょうか。

○山中委員長 いわゆる原子力災害というのは特殊性があるけれども、一般防災と独立したのではなくて、連携をしないといけないということについては原災指針の中に書いてございます。今回の能登半島地震の教訓としては、やはり自然災害に対する防災について、まだ考えなければならない教訓というのがあったという、そういう理解ではございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、よろしいでしょうか。

では、最後に規制庁のほうから、先ほどオカダさんから御質問がありましたサリーⅡのベント口の件について補足説明をして終わりにしたいと思います。

○澁谷企画調査官 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室(1F室)の澁谷と申します。

基本的には、サリーとサリーⅡというのはほぼ同じ構造になってございます。ベントの構造についてもほとんど同じでして、ただ、サリーⅡのほうは、もともと水素を逃すためには、サリーもサリーⅡもオートベント弁というのがついていました。サリーのほうは、オートベント弁がついているのですけれども、ドレン弁のほうも開にした状態で止めるというのが日常的に行われていました。一方、サリーⅡのほうは、ドレン弁のほうは常に閉めたままで、オートベント弁のほうから水素を逃がすという運用をしていたというふうに聞いています。

なぜ、これがこういうふうな運用に変わったのかというのは、今後、保安検査のほうで確認していきます。

○司会 では、今の件でオカダさんお願いします。

- 記者 ということは、今おっしゃった手順というルールが守られていれば、サリーⅡのほうで同じような事象は起こらないというふうに考えているということですか。
- 澁谷企画調査官 現段階では、サリーⅡでは開ける運用をしていませんので、今回のようなことは生じにくかったというふうに考えてございます。
- 記者 それはフラッシングとか、そういう洗浄作業をすとかという場合は、そういうのを見直したりとかはしないということなのですか。
- 澁谷企画調査官 ここが開いている場合は、当然閉めるという作業がフラッシングのときに必要ですけども、サリーⅡの場合は最初からこう閉めた状態になっていますので、そのままの状態で次の工程へ移れるということでございます。
- 記者 ということは、今回の問題を踏まえて、サリーⅡまで止めるという必要はないだろうという、そういうことですか。
- 澁谷企画調査官 はい。現段階では、サリーⅡのほうは特に問題ないというふうに考えてございますし、現在もサリーⅡ、今運転している状態でございます。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—